

特報

講演・討論会

(公益財団法人

榎山奨学財団主催の懇話会)

# 対談 大いなる共同体としての日本

わたなべ としお  
渡辺 利夫 氏

(拓殖大学総長)

ももち あきら  
百地 章 氏

(日本大学法学部教授)

公益財団法人榎山奨学財団(亀岡エリ子理事長)が2014年9月29日、東京・京橋で渡辺利夫・拓殖大学総長を囲む少人数による第6回懇談会を開催しました。今回は渡辺総長が憲法論を述べた後、百地章・日本大学法学部教授が「日本国憲法…大いなる共同体としての国家」の演

題で基調報告。その後お二人による対談と参加者をまじえた質疑討論が行われました。渡辺氏は「憲法とは国家の体質、性質、つまりは『国体』なのだろう。憲法とは言語化された国体ではないか」と述べたうえで、今議論されている「立憲主義」の解釈について「日本の憲法学者の勇み足

ではないか」と疑問を呈しました。また百地氏は「米国やフランスでは国民国家という契約論的国家を指すが、日本では歴史的国家を指す」としながら国民国家の2類型を示しました。お二人の基調報告などを掲載します。(編集部)



日本国憲法改正には「大本」に関する議論が大切であり、今は第三の国家意識の高揚期かもしれないと語る渡辺利夫・拓殖大学総長

## 憲法とは「国体」を言語化したもの

渡辺利夫 集团的自衛権行使容認に関する新しい政府解釈が閣議決定され、ひとまず安堵しています。しかし個人的であれ集团的であれ、自衛権行使を容認していったい我々は何を衛<sup>まも</sup>ろうとしているのか、ここがいちばん肝心のところですが、憲法改正論議が本格化しようとする現在になっても、日本あるいは日本人が何を衛<sup>まも</sup>ろうとしているのか、そのところを誰も語ろうとはしていません。

憲法は国家の至高の法規としての規範性を示すものですから、日本国憲法とは日本という国家が存続するには何が必要か、日本という国家は何を受容し何を排除する存在なのか、そういう規範性を明示したものでなければならぬと思うのです。

和英辞書で「憲法」を引くと、英語で「constitution (コンスティテューション)」と出てきます。今度はこの「constitution」を英和辞典で引くと、もちろん(1)には構成とか構成体という言葉が出てきますが、(2)には性質とか体質という訳語が出てきます。つまり、憲法のもともとの意味は国家の体質、つまりは「国体」なのだろうと僕は思います。この「国体」という言葉は戦前期には繁く用いられていたのですが、ご承知のようにGHQ(連合国軍総司令部)によって禁句とされました。占領支配が終わって日本

は独立をしたのですが、独立後も長らく忘れ去られてきたものが「国体」です。しかし、私はやはり憲法の真実は「国体」でなければならぬと思います。つまり、憲法とは国体を言語化したもの、あるいは言語化された国体、これが憲法だという観念を呼び覚ましたらどうかと思っております。

日本の圧倒的に多くの憲法学者は、憲法とは「個人の権利を国家権力から守るべく国家権力を縛るために制定された法規」だという言い方をします。これが「立憲主義」の原則だというのが日本の多くの憲法学者の見解だろうと思いますが、これはちょっと勇み足です。立憲主義というのはその言葉通りに読めば、文字通り「国家統治を憲法に基づいて行う」の意味です。個人の権利を守るために国家権力を拘束する法規が憲法だというのは、日本の憲法学者が造作したイデオロギーではないかと私は思うのです。造作というのは言い過ぎであっても、かつてのホブズの『リヴァイヤサン』、あるいはロックの『市民政府論』等に表れていた考え方がアメリカの独立宣言に流れ込み、それがGHQによって日本に英文で押し付けられたものだという事です。出自はかなり危ういものです。日本とはまるで違う欧米文明圏でつくられた観念が戦後日本に導入されたということ、かなり危うい。

日本の多くの憲法学者は「国家主権」という用語がお嫌

いなようで、忌避感を示します。一方で「国民主権」という用語が非常に好まれて、この「国民」は「個」の集合体だと考えられているようです。憲法第13条を見ると「すべて国民は、個人として尊重される」と書いてあります。第24条を見ると「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立する」とも書かれています。つまり日本国憲法において個は絶対的な存在で、独立した個の合意が婚姻だとなっているわけです。この13条と24条の条文は日本の憲法学者にとって極めて親和的、フレンドリーなものだと思われれます。絶対的存在としての個がまずあって、個が合意して婚姻が成って、その個の集合体として国民が形成される。この国民が主権を持つことが「国民主権」だ、と観念されているのではないか。

こう言ったからといって、私もこの条文自体が誤っているとは思いません。そうではなく、いま例として挙げた二つの条文の中に潜んでいる皮相な思想からは日本の国体を紡ぎ出すことは到底できないということ、きょうは言いたいのです。つまり個と言った場合、それはどういうものなのか、です。いま生きてある個人としての個が問題なのだと想定されているようですが、それでいいのでしょうか。そんな個はあり得ない。個が日本に固有の文化や伝統を担う人間としてどの程度深く認識されているか、これが問題なのだろうと思うのです。人間にはすべて両親があり祖父

渡辺 利夫（わたなべ・としお）氏 拓殖大学総長。1939年6月甲府市生まれ。慶応義塾大学卒業、同大学院修了。経済学博士。筑波大学教授、東京工業大学教授を経て現職。外務省国際協力有識者会議議長。第17期日本学術会議会員。アジア政経学会理事長（元）。山梨総研理事長。JICA国際協力功労賞。外務大臣表彰。正論大賞。『成長のアジア 停滞のアジア』（吉野作造賞）、『開発経済学』（大平正芳記念賞）、『西太平洋の時代』（アジア太平洋賞大賞）、『神経症の時代』（開高健賞正賞）、『新脱亜論』（文春新書）、『アジアを救った近代日本史講義—戦前のグローバリズムと拓殖大学』（PHP新書）など。

百地 章（ももち・あきら）氏 1946年10月、静岡県生まれ。日本大学法学部教授（憲法専攻）。74年、京都大学大学院法学研究科修士課程修了。京都大学法学博士（学位論文は『憲法と政教分離』）。愛媛大法文学部助手、助教授、教授を経て94年から日本大学法学部教授。比較憲法学会理事長。憲法学会常務理事。著書に『憲法と政教分離』（成文堂）、『政教分離とは何か 争点の解明』（成文堂）、『靖国と憲法』（成文堂）、『憲法の常識 常識の憲法』（文春新書）、『新版 外国人の参政権問題Q & A』（明成社ブックレット）、『憲法と日本の再生』（成文堂）など。保守派の論客として活躍中。

母があり曾祖父母があり祖先があります。なによりも日本人は遙か遠い過去から継承されてきた日本文化の凝集体ともいべき日本語を用いて日常生活を過ごし、人生を送っています。その意味では、尊重されるべき個とは、いまここにある個体としての個ではなく、「国体」を担った存在としての個だという観念がどうしても必要なのですが、そのことがずいぶん軽んじてきたのが現憲法下における日本人なのではないかと、私はかねてより感じています。

### 日本人は「個体至上主義」に陥っていないか

渡辺 つまり、現在の日本人は「個体至上主義」に陥っているのではないかと私は強く危惧しています。片仮名で「ヒト」と書くような生物学的存在としての個体、これがすべてだというのでしょうか。憲法学者がよく「個の絶対性」と言いますけれども、その個というのはそういう個として認識されているのではないか。もしそうだとすると、この個体至上主義は実はエゴイズムと紙一重なのだろうと思います。

いくつも例があると思いますが、直近の出来事の中で強く考えさせられたのは東日本大震災のときに発生した極めて大量の瓦礫の処理のことです。この瓦礫は県内処理が当初から原則とされました。県内で処理できない分は全国の自治体でそれを受け入れるという、いわゆる広域処理をせ

ざるを得なかったのは当然のことです。この瓦礫の広域処理に対する各地方自治体に巣くっている反対勢力の対応はまことに厳しいものでした。この反対勢力によって広域処理の問題が大揺れに揺れてきたことはご存知の通りです。日本人は日本人の個体主義の醜悪なエゴイズムをここに表出させてしまったのではないかと私は感じたわけですから、これが例の一つです。

もう一つの例は、単身世帯が驚く速度で急増していることです。未婚や離婚がごく当たり前の社会現象になっていきます。この単身世帯は自分では後継世代を生み育てることではなく、両親と子供からなるいわゆる標準世帯の後継世代からの所得移転に依存して老後を凌ぐ人々だと言っていると思います。これに生活保護世帯が加わります。単身世帯や生活保護世帯の増加要因として経済的理由があることは知っていますが、その前に日本人の心に巣くう個体至上主義のエゴイズムが単身世帯急増の本当の要因ではないか、そう見届ける眼力が必要だと思えます。

「個体至上主義」を脱して「生命至上主義」を復元せよと私は主張したい。「生命」といえば、これは必ず過去と現在、現在と未来を結ぶ生命現象の全体がイメージされます。「生命」には自ずと「国体」が刻み込まれると思うのです。「個体」の中には「国体」は刻み込まれないが、「生命」の中には「国体」が刻み込まれる、という思考の回路

が必要ではないかと思えます。

最後になりますが、それでは日本の国体とは何か。これはあとで議論させていただきますが、私は次の三つの用語が国体の基礎概念になるのでは、と考えています。一つは「同質性」、もう一つは人類学の用語ですが「自成性」、もちろん対概念は「他成性」です。梅棹忠夫先生が『文明の生歴史観』を書いたときのキー概念です。つまり「自成性」とは自ら成る文明のことです。「他成性」とは他文明の影響を徹底的に受けながら発展する文明です。その意味で日本は同質的であると同時に自成的である。したがってその歴史は「連続的」です。日本の「国体」はこの三つの概念で語られるのではないかと思うのです。日本人は同一の国土の上で、ほとんど同種のDNAを持った人々が、日本語という孤立言語を用いながら長らく生を紡いできた特殊な国だろうと思うのです。日本に宗教があるかないかいろいろ論争がありますが、少なくとも宗教的要因で国家が分断された歴史はまったくありません。日本の同質性、自成性、連続性は特筆すべきものだと私は思います。このように同質的で自成的で連続的な歴史を擁する国は世界に唯一日本だけではないか。そう言い切つていいかどうか全部調べたわけではありませんけれども、多分そう言い得ると思えます。

この国家の体質、つまりは「国体」のありよう——同質

性・自成一・連続性——を象徴するものが「天皇」なのだ  
ろうと思います。天皇は「日本国の象徴であり国民統合の  
象徴」であると現憲法には書かれています。それ自身、間  
違っていているとは思いませんが、それだけでは足りないとい  
う感じが私には強くあります。つまり天皇は日本国の象徴



「日本国憲法…大いなる共同体としての国家」の演題で基調報告  
をする百地章・日本大学教授

であり日本国民統合の象徴であると同時に、日本という国  
家と民族の永遠なる歴史の象徴だと考えなければなりません。  
ちょうど平川祐弘先生の本を読んでいたら、そういう  
観念で天皇を語っているところにおつかって、長く考えて  
いたことが霧が晴れるような感じを持たされて、ほっとさ  
せられたことがあります。平川先生によると、天皇とは民  
族永遠の象徴だと言って、さらに次のように語っています。  
「個人の死を超え、永世を願う気持ちこそ天皇と国民を結  
ぶ紐帯である」。私は「生命至上主義」という言葉を使  
いましたけれども、私の言う生命至上主義の本質というもの  
がこの平川先生の言語表現の中に非常にはつきりとした形  
で描出されているのではないかと思うのです。

そんな意味で、きょうのテーマを「大いなる共同体とし  
ての日本」と名づけて、百地先生にお話を承りたいと考え  
ました。百地先生の著書に平成17年に出た『憲法の常識  
常識の憲法』（文春新書）があり、私は憲法問題を考える  
ときには西修先生の比較憲法論とこの本をテキストのよう  
なものとして利用させていただいています。先生、よろし  
くお願いいたします。

### 戦後の価値観を問い直した東日本大震災

百地章 私の専門は憲法学で、特に政教分離問題が中心  
です。昨年、安倍晋三首相の靖国神社参拝について裁判が

起こっていますが、一連の裁判で意見書を書いたりしていただきます。専門は憲法学ですが、趣味はジョークです。文章だけを見るとすごく怖そうな男だと見られる場合があるようですが、決してそんなことはありません。

まず、東日本大震災と『国民共同体としての国家』の再生についてお話しします。平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災が発生して、本当に多くの犠牲者と多大な被害が発生しました。諸外国であればあのような大災害が発生した場合には、決まって略奪とか暴動が相次ぎましてたいへんな混乱状態に陥ります。我が国は当時、民主党の菅直人政権という私に言わせると最悪の政権でしたが、もちろん暴動とか略奪とは全く無縁でした。それどころか悲しみをこらえて、感謝を忘れず、節度正しく行動する日本人の姿は世界に感銘を与えました。日本人の高い精神性、道徳性というものが世界中の人々から称賛されたわけですね。大震災は、個人を絶対視する戦後の風潮から改めて、個人以上に大切なものとして家族とか国家といった共同体があるのではないかというように、戦後的価値観そのものを根底から問い直したのではないかと思えます。

そのようななかで書かれたのが渡辺利夫先生の「国家と共同体を心に刻みつけよ」という名文です。震災のちよつとあと、平成23年4月21日に新聞掲載された文章ですが、紹介させていただきます。

「大震災以前、多くの日本人は国家と共同体に価値を求めず、自由な個として生きることが善しとする気分の中に漂っていた。地球市民などという迷妄な用語を弄ぶ政治家さえいた。しかし東日本大震災がまぎれもなく顕現したのは国家であった。自衛隊、消防、警察、海保などの犠牲を厭わず被災民の救済に献身する姿に感銘を覚えなかつた者は少なからう。この光景の中に人々は国家というもののまぎれもない存在を心に深く刻みつけたに違いない。東日本大震災が露わにしたもう一つは共同体の強靱性である。共同体なくして人は人生を全うできない。この余りにも当たり前のことをわれわれは忘れ、個として生きることが善きことであるかのような幻想を抱いてこなかつたか。日本の国民に、国家と共同体の重要性を悟らせたものが東日本大震災であったとすれば、これは天罰ではなく、天恵であったと受け止めなければならぬ。『被災した人々が決して希望を捨てることなく、身体を大切に明日からの日々を生き抜いてくれるよう、また、国民一人びとりが被災した各地域の上にこれからも長く心を寄せ、被災者とともにそれぞれの地域の復興の道の手を見守り続けていくことを心より願っています』。陛下のこのお言葉の中に、私どもが求めねばならない国家共同体のありようが、深々と表出されていると私は

思うのである」。

拾い読みで恐縮ですが、本当に素晴らしいご文章です。これを読んで、やはり震災からの復興のためには国家と共同体を回復する必要があると改めて感じた人たちが多いと思います。

じつは私もあの直後に何度か文章を書きたいと思って、いろんな方々の文章を拝見していましたが、残念ながら文章にならない。何を書こうとしても全く虚しい感じで、正直、文章など書けない状態が続きました。そして震災から2カ月後の23年5月3日に、ようやくものしたのが「家族や国家重視する憲法解釈を」という、これも新聞掲載でした。一部だけ読ませていただきます。

「今回の東日本大震災は『個人』を絶対視して、『家族』や『国家』を軽視してきた戦後的価値観そのものを根底から問い直すことになった。つまり、1000年に一度といわれる烈震と街ごと一瞬のうちにのみ込んでしまった巨大津波の中で、被災者にとつて最も大切なのは『個人』よりも『家族の絆』であり、最後の拠り所は『国家』であった。国家以上の存在とされてきた個人がいかに頼りないものであり、国家なくして個人も人権も存在し得ないことを、多くの国民が今更ながら実感したのではないか。原発事故による放射能漏れの危険が叫ばれて、外国人の帰国ラッシュが続く

中で、私も日本人は、いざとなれば日本国と運命をともにするしかない、そう覚悟した人も少なからず存在したであろう。危機においてこそ物事の本質が立ち現れるという。だとすれば、従来のように個人を絶対視するのではなく、家族や国家をもっと重視する視点からの新しい憲法解釈が、今こそ求められていよう。日本の復興と新生のため、今こそ個人を絶対視する戦後的価値観の見直しの上に立ち、新しい憲法解釈を模索しなければならぬ」。

### 憲法改正にまず必要なのは「共同体の回復」

百地 こういう文章で家族・地域・国家共同体の大切さを訴えたわけですが、憲法改正の焦点も各論に入る前に、まず総論として必要なのは個人を超える価値観、共同体の回復ということがいっばん基本に据えられるべきではないかと思っています。

次に国家論の再構築についてです。「国民国家 (nation-state)」の問題ですが、戦後の我が国の憲法学に欠けていたのは「国家論」であると思われまます。憲法の講義や教科書で憲法学者たちの多くは、国家とは「国民と領土と主権によって成り立っている共同体である」と、いわゆる国家三要素説を述べるに留まっています。最近では、そもそも国家に触れない憲法の教科書さえ多々見られますが、憲

法は国家の基本法であり、憲法の意味を正しく理解するためにも、まず「国家とは何か」を知らなければならぬはずだ。また国家について語っても、国家とは権力機構であり暴力装置であるといったひとりで済ませて、国家に対する警戒だけを強調してききました。これでは愛国心の意味は分かりません。また、国を守るとした場合の国、あるいは国益という意味も分からないはずだ。そこで「社会契約説」と「国家有機体説」を対比することで、これまでの国家論を整理することができるとはならないかというのが私の基本的な考え方です。

社会契約説は17世紀のイギリスの思想家、ホッブスやロックが主張したものです。この説の特徴は、第一に個人の絶対性ということから出発し、国家を各個人の合意によつて基礎づけるところにあります。つまり個人主義的国家観がこの社会契約説の第一の特徴です。しかも、ここでいう個人は神とか家族とか共同体とは無関係な、あるいは歴史や文化や伝統とも切り離された抽象的な人間のことです。現実に存在する国家や国民とも無縁な個人なのです。そのような抽象的な個人によつて構成された国家というものは、結局は頭の中で考えられた人為的・人工的な国家ではないというふうに思っています。

第二の特徴は、国家状態に移行する以前の状態——自然状態——を仮定し、自然状態から国家状態への移行を契約

によつて説明しているところです。つまり、自然法的・契約的国家論です。もちろんこの自然状態なるものは歴史的事実ではなくて、あくまでも観念上仮定されたものに過ぎません。これは当然です。この自然状態についての考え方はホッブスとロックでは大きく異なりますが、いずれも自然状態のままではいられない。平和と秩序を樹立するためには社会契約がなされて国家がつくられたという点では変わっていません。

このような国家論は、あくまで国家を合理的に説明し正当化するための理論で、社会契約説などもそのためにつくられたフィクションです。

そのような個人主義的な国家観に立つならば、もし国家がその目的に反したときには国民はその国家を否定し、つくり直すことができなければなりません。ロックの言う抵抗権がまさにそれです。それゆえロック流の社会契約説は、国家に常に警戒的であり、容易に国家批判や国家否定論と結びつきます。そして日本国憲法の前文そのものがロックの国政信託論のような社会契約説的思想に立脚しており、戦後の憲法学が社会契約説に立った国家を説明することが多かったものですから、反国家的な風潮が蔓延したのも当然だと思えます。

## 社会契約説と国家有機体説は対立しない

百地 しかし、このような合理主義的で理性至上主義に立つ「社会契約説」は、その後ヨーロッパで理性万能主義に対する反省から「国家有機体説」に取って代わられます。国家有機体説が主張されたのが18世紀から19世紀にかけてで、社会契約説が唱えた自然法的・契約説的な国家理論を否定するものとして登場しました。ちなみに日本国憲法は新憲法といわれ、明治憲法はとも古くさい憲法であるかのようにいわれてきましたが、この思想の流れからいうと、まさに現在の憲法のほうが古くさい思想の社会契約説に立ち、明治憲法は当時の最先端の国家有機体説に立っていたというパラドックスが存在します。

社会契約説は抽象的な個人を出発点として、国家を個人の合意によってつくられたものと見ましたが、国家有機体説の特徴は、国家を人為的・人工的なものではなくてすでに与えられたもの、つまり個々の国民が生まれ落ちる以前からずっと存在している歴史的・伝統的な存在と見るところにあります。つまり、国家を構成している一人ひとりの人間と同様に、国家は合理性だけでなく非合理性をも併せ持った精神的実在であって、社会契約説のいうように単なる抽象的な個人の集合体であるとは考えません。歴史・伝統・文化を背景にもつ具体的な国民によって構成されてい

る共同体、つまり有機的共同体であるとしています。

この理論の代表的な主張者は哲学者ヘーゲルや、フランス革命の批判で知られるイギリスの保守の思想家エドモンド・バークでした。ヘーゲルによれば、国家というのは個人を包む全体であるとともに、個人の独立性をも認め、高次の統一と調和を実現する有機的統一体であると。つまりヘーゲルにおいては、国家は国民と対立するどころかその逆であって、国民は国家においてはじめて真の自由を見出すことが可能になるとされています。またエドモンド・バークによれば、国家は、現に生きている人々だけではなく死者や将来生まれてくる人々の時間的な連続性や共同体の中に存在する。つまり、事業のために設立された営利会社とか組合とは違って、国家は空間的な存在であると同時に時間的存在でもある。そしてそれは祖先に繋がり、やがて子孫へと伝えられていく生命の共同体であると言っています。

このように、国家の本質を巡ってヨーロッパでは歴史的に社会契約説と国家有機体説という二つのまったく対象的な国家論が存在しました。そして、従来はそのいずれが正当かという議論がなされてきました。ここは私のオリジナリティではないかと思っただけですが、この二つの理論はけっして対立するものではなく、社会契約説のいう国家論は政府・統治機構の説明であって、他方、国家そのもの

の説明は有機体説が合っているのではないかと、私は仕分けています。

社会契約説のいう国家とは、実は政府のこと、権力機構・統治機構のことなのです。であるとすれば、国家というのはたしかに個人・国民の合意によって一定の目的の下につくられたものです。そしてその政府が国民の願う目的に反する場合には、その政府をつくりかえることができる。政府論の説明ならば、社会契約説はかなり当たっているのではないか。他方、国民共同体としての国家は統治機構・政府を含む国民共同体であり、歴史的・伝統的な共同体です。このような共同体はまさに国家有機体説のいうように、つまり我々が生まれた落ちたときにすでに存在して、ずっと我々の先人たちによって血と涙と汗でもって伝えられてきたかけがえのない共同体であり、これが国家の本質だと思ふのです。

こういうふうに分けると、いろいろなことが明解に説明できます。たとえば愛国心の問題にしても、国を愛するという場合の国は政府ではもちろんありません。これは歴史的・伝統的な共同体があつてはじめて国を守るといふことができるのです。あるいは国益と政府益の区別も、こういう国家論を前提とすると説明できます。あるいは昨年の特定秘密保護法のときも大変な混乱があつたと思います。これも政府秘密と国家機密とを分けるだけかなり議

論が整理できると思います。このような国家論の混乱が、実は戦後のいろんな憲法学の混乱、思想的な混乱をもたらした大きな原因ではなかったかと思つています。

つぎに、このような権力機構・政府の部分 (state) と共同体の部分 (nation) を考えると、そこで「国家国民 (nation state)」というものがうまく説明できるわけです。つまり、state というのは政府であり統治機構であり、その下に共同体 (nation) が存在することです。この「国民国家論」について非常に面白い説明をされているのが京都大学の佐伯啓思教授です。佐伯教授は二つの国民国家が存在すると分けているのです。ひとつは契約国家論的な国民国家であると。ここにおいては前近代と近代というものが分けられて、断絶しています。たとえばアメリカにおいてはそういう共同体が存在しないところに連邦政府がつくられ、統治機構もつくられます。つまり様々な歴史や伝統を持った人たちが集まってできたのが植民地ですから、そこには共同体が存在しない。そこにまず連邦政府がつくられ、その理念の下に次第に共同体がつくられていった。フランスの場合はこれまでの伝統的な共同体、つまり王政を革命で否定したところに革命政府ができたわけですから、伝統的な共同体を否定したところに政府ができたので当然、土台の部分が非常に不安定というか存在しません。だから革命後も変動極まりない政治が続いたのではないか

ということですが。

佐伯教授は歴史的連続性を有する国家としてイギリスと日本を挙げていますが、私は日本がその典型的な国家だと思いません。皇室を中心に頂き、二千年に渡ってずうっと共同体をつくり上げてきた。そのような伝統的な共同体があったからこそ、あの明治維新で近代国家へと脱皮するときに新しい明治政府ができましたけれども、瞬く間に世界の大国にまでのし上がることができたのです。二千年に渡る共同体が存在し、そこに豊かな歴史・伝統・文化が蓄えられてきたからこそ、一気に発展に繋がることができたのだと私も考えているわけです。このように国家というものをもう一度考え直してみると、国民国家の説明もでき、また日本の「国柄」についても大きな特徴がよく見えてくると思います。

「政教分離」の問題も我が国では非常に混乱しておりますが、これも nation と state を分けると整理できます。欧米では政教分離を「Separation of Church and State」「教会 (church)」と「政府 (state)」の分離だと言っています。「宗教 (religion)」と「政府 (state)」の分離ではありません。これが第一の点です。国家から宗教を排除するのではなく、政府と教会が結びつくことを禁止するところに大きな特徴があります。もう一つは、政教分離は「政府 (state)」と「教会 (church)」の分離であって、「国家 (nation)」

と「宗教 (religion)」の分離ではないと。つまり、国民共同体としての国家 (nation) から宗教を排除するのが政教分離ではないのだという議論が出てくるわけです。従来、日本の政教分離論は各人が勝手に政教分離とはかくあるべきと考え出して、それを基に議論するから非常におかしな議論が多かったのですが、国家論に着目して考えると、政教分離論は非常にうまく整理できるのではないかと。

### 憲法は制限規範であり授権規範でもある

百地 つぎに、「憲法」と「立憲主義」の問題です。憲法は国家の基本法です。憲法の意味を考える場合にも国家論を踏まえなかつたら正しい意味は分からないのではないかと。大きく「国家」には統治機構つまり政府に関する部分と共同体に関する部分が存在します。統治機構に対応する部分として、統治のルールとしての憲法が出てくるはずで、統治のルールとしての憲法から、さらに一方では「制限規範としての憲法」、つまり権力の乱用を防止し、国民の権利を守る、いわゆる立憲主義に通じるところの憲法観が出てきます。権力を縛る憲法です。しかし実は、憲法は権力だけを縛っているわけではなく、国民も縛っています。国民にも教育の義務を課し、納税の義務を課しています。したがって権力を縛る憲法というのは、実は一部でしかない。他方、統治のルールとしての憲法を考えた場合には、

憲法は「制限規範」であると同時に「授権規範」とも言えます。たとえば国会が立法権を行使できるのは憲法41条によつて立法権が与えられたから権限が行使できるわけではなく、憲法は統治のルールだけ見ても、権力を縛るだけでなく、権力を授ける部分もあります。

さらに共同体としての国家を踏まえて日本国憲法を考えると、まさに国の姿かたちを示す憲法で、さきほどのコンステイチューションという意味での「国柄を示す憲法」が出てくると思うのです。

このように「憲法」という場合にも多義的な概念であり、どの局面でどういう意味でこの「憲法」という言葉が言われているかを考えないと、非常に議論が混乱します。ところが護憲派の人たちは私に言わせると、非常に自分たちの都合のいい解釈だけを取り出して、「憲法はこうである」と決めつけてしまうのです。そして憲法改正手続きの96条にしても、これは世界的に厳し過ぎるような規定ですから、これを緩和しよう和我々も主張しているのですが、護憲派の人たちは、憲法は権力を縛るものだから縛られている権力者が勝手にこれを緩めてしまつていいのかと、ちよつと聞くとなるほどと思うような議論を展開します。

しかし、実際は一部の権力者たちが憲法改正権を握っているのです。現在で言えば、国民の過半数が憲法改正を支持しており、衆議院にも3分の2以上の改憲勢力がいます

が、参議院では、党派別にいうと3分の2にわずかに足りないのです。ということは逆に言うと、3分の1の少数派が、数字でいうと参議院のわずか81名が反対したら憲法改正の発議もできない。ましてや国民が憲法改正に参加することもできない。一部の少数の権力者がこの憲法改正権を握り占めているのです。だから、この憲法改正権を本来の憲法改正権者であるところの国民の手に取り戻すのが憲法改正手続きの緩和という説明ができるわけです。彼らは非常に一方的な定義とか概念を押しつけておいて、自分たちの都合のよい議論を展開している。そのへんをきちんと整理していくと、護憲論のいかかわしさというものがよく分かると思つていきます。

### 「立憲主義」は単純なものではない

百地 最後に、「立憲主義」についてひとこと言及します。立憲主義とは簡単に言えば、憲法を制定して個人の人権を保障し、また権力分立を定めて、国民の政治参加への途を開くものです。つまり、ひとつは権力の乱用を防ぐということですが、それから国民の権利と自由を守ることです。最近さらさらそれに加えて、国民の政治参加ということが言われますけれども、これが立憲主義です。と考えれば、「明治憲法」でも立憲主義というのは謳われていた。天皇は統治権を総攬そうらんしますが、憲法に従つて行ふと書いて

あります（4条）。また天皇は憲法の前文の中でも繰り返し繰り返し「憲法の遵守」ということを言っております。最近は何かあると「立憲主義に反する」と、まるで水戸黄門の葵の印籠のようなかたちで使われており、憲法について詳しくご存じでない人たちは騙されてしまいますが、決してそんな単純なものではないということを、きょうお話しできたらいいかんと思っております。

渡辺 長谷川三千子さんが2013年6月号の雑誌「日本」に「個人という異様な思想」という、見事なエッセイを書いています。「個」という観念について論じているものです。ちょっと読ませていただきます。

「明治のはじめ、我々の先人が初めてこの『個人』という言葉の原語である『individual』という語に出会ったとき、この語は明らかにその奇異な相貌を見せていたに相違ないのである」

個人なんていう観念は明治の初めまではなかった。「individual」を「個人」というふうには誰が訳したのかというところの誰かは実はよくわかっていないようです。福沢諭吉が「人」と訳したそうです。「人の道」などという表現がありますけれども、これはなかなかいい訳だと長谷川さんは言っています。つまり長谷川さんの表現ですが、「厳密に言葉のニュアンスを引き比べてみれば、人とindividualは明らかに違う。たとえば『人の道』という言

葉はあるけれども『individualの道』などという言葉は意味をなさない。これから見えていくとおり、このindividualという言葉はまさに人の道という発想を切り捨てたところに成り立つ異様な人間観を表しているのである」と言っておられますが、実にそうだなと思わされます。「本来、国政は公共の福祉のため、国民の生命財産を保護する使命を持つものであるが、それは国民各人が個人としての権利を手放すことによつて初めて可能となる」と、ちょっとラディカルにそうも言っておられます。

きょうの論題から少し離れますけれども、「一票の格差」の問題は茶番だというのが長谷川さんの結論なのです。一票の格差というのはいかにも重要なもののようにジャーナリズムは論じているが、本当にそうだろうかというわけです。問題の本質は、農村から大都市に人間が止めどもなく流動してきて、一方が人口集中し、他方が過疎化するという問題それ自身にあるのだというわけです。一票の格差を是正することは過疎化している社会の代弁者の数を少なくしろ、ということに繋がるといいます。一票の格差を是正することは結果として歪んだ日本をますます歪ませて、一極集中を加速化させてしまうという、実に皮肉な帰結をもたらすことになるのではないだろうか、いかにも長谷川さんらしい考えだと思います。実に真理を突いている考えです。

個の絶対視の帰結がこうなるのだということを変面白  
いロジックで展開されています。

**質問者 A** 法律書も出している出版社に勤務していま  
す。慶應義塾大学法学部法律学科の出身ですが法律はから  
きし分かりません。前からの疑問ですが、サンフランシス  
コ講和条約の時に日本が独立したと理解しています。立憲  
主義をいう前に、占領下でできた憲法をなぜ独立後にきち  
んと国民の手で作直さなかったのか。なぜこの問題はあ  
まり語られないのでしょうか。

**百地** もちろん講和独立後、国民の間では独立の気運、  
自主憲法制定の気運が盛り上がりました。当時の新聞を見  
るとその状況が分かります。そういうなかで、昭和30年に  
衆議院の選挙がありました。改憲派は3分の2に達しま  
せんでした。憲法改正を支持する国民世論が5割か6割ぐ  
らい、とくに9条を中心として自主憲法をつくろうとい  
う動きがあったわけですが……。そこで憲法改正のため自  
民党が結成されましたが、その後行われた参院選で、3分  
の2にわずかに数議席というところまでいきながら、それが達  
成できなかったのです。これがピークで、以後はそこまで  
いかなかった。結局、3分の2という数字がいかにハード  
ルが高いかを示しているわけです。

**質問者 A** 単純に数の話なのですね。

## ヴィシー政権の憲法をドゴールが無効にした

**百地** そうです。やっぱり数字の問題が一番大きかった  
と思います。国民の意識は相当高かったと思います。あの  
時点だったらまだ現実味があったかもしれない。占領が終  
わった直後ですからね。ちょうどフランスでヴィシー政権  
がつくった憲法をドゴールが無効としたのと同じように、  
憲法改正は理屈から言えばあり得たかもしれませんが、そ  
こまでいきませんでした。ハードルを超えられなかったこ  
とが一番大きな問題だと思います。国民の中に、憲法が「不  
磨の大典」で簡単に変えてはいけないという意識もあり、  
護憲派の動きもありましたが、やっぱり議席の問題が一番  
の問題だったろうと思っています。今回ようやく戦後70年  
にして3分の2をなんとか超えられそうな状況が出てき  
て、憲法改正の声が高まってきていると理解しています。

**渡辺** 占領下で制定された憲法は国際法違反だとい  
う説がありますが、その国際法上の論拠は何でしょうか。

**百地** ハーグ陸戦法規です。1907年です。

**渡辺** 現に占領下で制定された憲法というのは世界の  
中にあるのでしょうか。

**百地** ヴィシー政権は傀儡政権という形でした。他には  
そういう例はないだろうと思います。フランスはその反省  
に立って、占領下における憲法改正をのちに禁じます。

渡辺 ドイツが制定したのは国家基本法であり、憲法ではなかったですよね。

百地 1949年はまだ、連合国の管理下にありましたが、基本法でした。将来、独立したときに憲法をつくるので、あれはあくまでも基本法だという言い方をしています。また占領下で、東西が分裂した状態ですから、まだドイツは統一していません。だから憲法はつくれないということだったと思います。実は、ドイツは統合したあとも憲法を制定していません。賠償問題も実はそのままです。統合するまでは、ということでしたが、いまだに講和条約も賠償条約も結んでいない。結局何もしないまま来ている。非常に狡い国です。

渡辺 なるほど。大韓民国ではGHQによる約3年の占領期がありました。大韓民国の憲法はいつできたのですか。

質問者B たぶん独立とほぼ同時です。大韓民国が成立したのは48年ですから、そのときにできているわけです。韓国が今一番困っているのは建国記念日がない、いつ建国したか分からないことです。

渡辺 まったくですね。韓国は建国物語がつかれない、いらだちの国家ですよ。

質問者B 前文に国柄を明記するといった場合、抽象的に触れるのでしょうか、かなり具体的になるのでしょうか。たとえば百地先生がお書きになるとしたら、どういった感

じで国柄を説明されますか。

百地 平成25年に発表した産経新聞の「国民の憲法」要綱の作成に関与しましたが、日本の歴史を語り、そして国柄を語り、ということになると思います。いまの日本国憲法には、アメリカで様々な「歴史的文章」として知られているものが散りばめられています。日本だったら日本人にとって馴染みのある大化の改新、明治維新の五カ条の御誓文などを散りばめ、これこそ日本の国柄だと分かるような、国民が日本という国を思い出して誇りや自信を持てる内容にしようというのが基本だと思います。

渡辺 つまり日本もしくは日本人として守らなければならぬものは何か、ということの一切が前文の中に書かれていない。実に不思議なことだと思いますが、アメリカが英文で押し付けてきたものを翻訳し、しかも、ある知恵者がわざと下手くそな日本語に翻訳して前文をつくったのではないかと、私は思うんです。後世、これがいかにも英語からの翻訳であることが誰にも分かるようにね。だから立派な翻訳者がいたんじゃないかという皮肉さえ覚えますね。あまりに酷い日本語です。読むたびに嫌悪感を覚えます。

百地 でも、あれを名文だとする文学者もいます。

渡辺 弱ったものです。

質問者C ヨーロッパの契約社会は個人対個人の契約で

あり、法治国家では契約がなければ法律も成り立たないと教えられました。が、「日本の社会共同体はヨーロッパの契約社会ではなく世間なのだ」と言う人がいます。日本の社会は世間で個の自立がないから記者会見でも世間に「申し訳ございません」と謝ると言われますが、ヨーロッパの契約社会から見ると世間はそういうものなのでしょうか。契約で結びつく人間関係が法律だとすると、世間共同体にあるべき法制的なものはどういう形になるのでしょうか。

**百地** 今のお話を伺ってヘーゲルの国家論を思い出しました。ヨーロッパ社会の基礎にあるのは個人ではなく家族です。社会の基礎は家族であり、個人が基本という考え方はむしろ異端ではなかったか。現実の人間は家族があつてはじめて誕生します。家族があつて市民社会、国家に移行するというのがヘーゲルの図式であり、まとめりはあつても個の独立がない状態が家族の状態であるという。それが今度は個が独立して、いわばエゴの塊としての市民社会が誕生する。そして最後にそれを止揚、アウフヘーベンする国家状態が全体の調和と個の独立を併せ持った社会であるといわれます。

私は日本社会は個の独立心さえあれば、かなり全体の調和もあつて、いい状態にあるのではないかと感じています。  
**質問者C** 歴史的共同体である日本の国柄、国体を法治国家の中でどう論理づけるのでしょうか。

**百地** 福沢諭吉に「一身独立して、一国独立す」という有名な言葉があります。日本においては全体とか家族とか、国家というのは崩れてきているのですが、家族共同体、地域共同体、国家共同体を非常に大切にしてきた伝統があると思うのです。そういうなかで個の独立、一身独立が欠けていたのが戦前だったかもしれない。戦後はそれも十分ではなく、そして共同体自体も崩壊してきている。その意味で非常に惨憺たる状態が戦後という感じがします。

**質問者C** 日本の難しさというのは、さつき渡辺先生がおっしゃったように、まさにエゴだけが先行して、本来あるべき個人ではない個人が戦後は跋扈しているのではないかという感じがします。だから日本社会にあるべき個人の姿がどういふものであつて、どういふ規範でどう行動すべきなのかが分からないのです。

### 同質性・自成一性・連続性という観念を入れた前文を

**渡辺** さつき使った言葉でいうと国民主権ですね。この場合の国民というのは個の集合体としての国民です。その国民が主権的支配者になるといふ思想ですね。しかし、日本の歴史の中でそんな時代つてあつたのでしょうか。家族と家族を取り巻いている地域共同体が自成的に発展し、家族愛とか故郷への愛情が自然に育まれてきました。これは百地先生が著書の中でも強調されているのですが、確かに

そこまでは我々の手の届く範囲にある。しかし大いなる共同体としての国家といった場合には非常に抽象的な観念になってしまふので、それを法律上どう書き込んだらいいかというのがCさんの問いです。国家は目に見えないものであるがゆえに、これを目に見える形、言語としなければなりません。象徴化、シンボライズというのはそういう意味だろうと思うのです。国歌、君が代とか。それから日本は共同体——私の言葉だと「海洋の共同体」——であると憲法の前文で謳<sup>うた</sup>って、それを常に教育していく。家族愛や郷土愛というものはべつに教育しなくとも自ずと身につくけれども、これを外延的に広げて一つの国家共同体として認識させるには教育が必要です。ではどうやって教育するか。さっき言ったような日本の歴史や文化的伝統に基づいた説明を要します。そういう言葉を書き込めと言っているわけではないけれども、同質性・自成性・連続性という観念をうまく包み込んだ前文ができればなあと思います。このように三つのキーワードで語られる国家は他にはない。その固有なものが何千年も連綿と続いている国家が日本である。我々はこのことに誇りと自負を持つてはいないかという感覚です。これがうまく前文の中に書き込まれればいいと思います。常にそうやって教育していくことが必要です。そういうことをせずして、日本が中国や韓国、もつと言えばいままでは非常に親和的だったと思われてきた欧米と

は共存することさえ難しいのではないかという感じを私は最近、強く持っています。

### 国体を鮮明にしないと日本は溶解する

渡辺 安倍政権になって、中韓が罵詈雑言を言ってくることは前から分かっていたことですが、アメリカやヨーロッパのクオリティパーパーまでが安倍首相の発言を、これは歴史修正主義だというのは、改めて驚かされました。戦勝国が善であり、枢軸国が悪である、そういう国際秩序になつていくわけですけれども、その秩序を変更しようとする勢力が日本の中で生まれてきた、これはリビジヨニストだというわけですね。安倍首相が靖国神社を参拝したの  
で「失望した」、というのが先だつてのアメリカのステートメントでした。我々は国家のために殉じた死者を、国家的儀礼をもって弔うこともできない国になっている。だから日本がみずからの国家像を示さないと、日本が存立さえできないような状況がいま新しく生まれてきているのではないか。サンフランシスコ平和条約が結ばれ、冷戦が崩壊するまであたりであれば、日本は国家意識なんて持たなくても何とかやっていけたわけですね。アメリカという同盟国が絶対的な力をもって日本を防衛するという姿勢にいささかの揺らぎもなかったからです。日本は基地を貸与し、その対価として、日本国内で一旦緩急あらば米軍が日本を

防衛するという、そのアメリカの意思に揺らぎはなかったし、そのことを日本人もほとんど疑うことがなかった。ですから、ただただ高所得を求めてひたすら働きまくってれば、日本人は安んじて人生を送ることができたのです。その時代の日本がリビジョニストだの現状変更勢力だのということは一切言われなかった。ところがそういう構造が今崩れてきている。中国の膨張であり、アメリカの相対的な力の減少の結果です。日本は「国体」をもっと鮮明にしないとその二つの勢力の間で本当に溶解してしまいかねない、そういう危機感が私にはあるのです。

日本にとっていまなお地政学的に見ても歴史的に見てもいちばん重要な相手でありつづけた朝鮮半島が反日をやりに、アメリカからも少しづつ離れ中国へ傾きつつあるという状況のなかで、果たして日本人もいままでのようなポストモダニズム的な能天気が続けていくことができるとは思えない。そういう意味で、9条の問題とか集団的自衛権の問題はもとよりですけれども、その前に、いったい日本人は何を守らなければならぬか、日本という国は何を守るべき存在かということ、少しづつでもいいから国民的な合意にしていく必要があるということです。先程の問いは、じゃあそれをどうやって文章化するかということですが、これはアートだと思ふのです。いずれ何人かで前文をつくるグループをつくって、試案を作成しようという考えを

持っています。

### 自衛隊はネガリストの軍隊でなく、ポジの警察

百地 さきほど長谷川先生のご紹介がありました。教育の問題です。愛国心にはいろんな意味がありますが、ひとつはパトリオティズムです。これはパトリ——郷土を愛するという本来の意味があります。郷土というのは自分が生まれ育った故郷のことですから、教えなくても自然に身につけているのが郷土愛です。ところがナショナリズムという場合の愛国心は違います。本来ネーションはもともと大きな、目に見えないもので、直接肌で感じられないものです。抽象的ですから教育に拠るしかない私は理解しています。現実には日本の歴史を見ると、幕末がそうだったと思うのです。幕末・維新の人たちはまさに日本中を行脚しているわけですが、それによって実際の危機を自ら感じ取りました。これもひとつの教育です。一方で、思想的にもたとえば水戸学というのは国柄を本当に端的に教えてくれる。吉田松陰も影響を受けていますし、維新の志士たちはみんな水戸学の影響を受けています。これも教育だと思ひます。教育によって日本の国柄を知り、そして黒船を目の前に見ることによって危機を感じてきたのです。その二つが、藩を超えた日本国民としての連帯感を生み出したと思ひます。

それを教訓に考えますと、現在は尖閣諸島を巡って中国との間に目に見える危機が存在するわけです。保守派の人たち、憲法改正を目指す人たちは、あれを端的に示すことによつて、まさに憲法改正をしなければいけないと言っているのです。そのひとつに、現在の自衛隊は法制度上、軍隊ではなく警察だというところが一番の問題です。警察と軍隊は行動原理が全く違います。たとえばゲリラ部隊が尖閣に上陸してきても自衛隊は出動できません。なぜなら軍隊というのはネガティブリストで、警察というのはポジティブリストだからです。つまり軍隊は国際法で禁止されていること——ネガティブリスト——、たとえば毒ガスをつかつてはいけないとか、捕虜を虐待してはいけないとか、そういった禁止されていること以外は、主権と独立を守るために自由に行動できるのです。これが軍隊の特色です。それは国際社会がそういうふうになっているからです。つまり第二次大戦が終わつたあと、二度と戦争をしまいたいということで国連をつくつたわけですが、その国連憲章をつくつていく過程において冷戦が一方で進行しておりますから、当初は、もし国際紛争が発生した場合には国連の安保理に提訴して、安保理がそれに対処するということになっていたわけです。それが国連憲章の基本です。ところが冷戦が一方で進行していくなかで、結局、五大国には拒否権が認められるようになってしまつたわけです。そうすると

紛争があつた場合に国連に提訴しても、だいたい五大国の利害が絡んできますから国連は何もできなくなつてしまふ。ということ、国連のあり方そのものが変わつてきてしまつた。そこで出てきたのが国連憲章51条の集団的自衛権です。原則として国連が対処するけれども、国連が対処できないときには自国あるいは自国と同盟国と一緒に対処しなさい、というかたちでいまの国連ができたのです。だから、そういう体制の下では国際法で禁止されていないことはすべて自分でやつてもよいんだよと言っています。これが軍隊の特色です。

警察は逆に、国内で実力を行使します。国民に実力を行使しますから法律に書いてあることしかできない。ポジティブリストです。これとこれはやつてもいいと書いてあるわけです。自衛隊の実態は、装備にしても能力にしても指揮にしても世界の模範的な軍隊といわれているのですけれども、法制度上は警察予備隊としてスタートした経緯があり、もう一つは憲法がいつさいの戦力を保持してはならない、一切軍隊を持つてはいけないと言っていますから、軍隊ではないと言わざるを得ないわけです。そこで、法制度的には軍隊ではないという形にしたわけです。いまの自衛隊は行動するときには法律がないと動けませんから、イラクに派遣しようと思つたらイラク特措法を作る。何かしようと思つたら法律を作らないといけないのです。

他方、日本に対する攻撃があつた場合にどうするかという、法律に書いてあることしかできませんが、自衛隊法には防衛出動はありますから、相手が組織的な武力攻撃をしてきたときには、反撃できます。あるいは治安出動も可能です。ところが、たとえばゲリラ部隊が上陸してきた場合どうするか。これは武力攻撃ではないので防衛出動の対象になりません。治安出動も難しいです。尖閣ですから治安が乱れるという状態でもありません。すると自衛隊はいまの法制度を厳格に守れば、ゲリラ部隊が上陸したときに黙って見ているしかないのです。警察が出て行くしかないと言われているのです。これがいまの自衛隊です。したがって「これを軍隊としないと日本の国は守れませんよ」というかたちで訴えるわけです。尖閣の危機を訴え、実態としての日本の自衛隊の現状を訴えれば、法律とか憲法というとちよつと引いてしまうような女性の方々でも、その話をする、と憲法改正についても非常によく分かってくれます。

ところが護憲派は何を言うかという、まず尖閣の危機を言わないのです。意図的に言わない。中国との関係は話し合ひでやればいいと、それで終わりです。危機に目をつぶる。自衛隊の何が問題か、現在の9条の何が問題かというところから目をわざわざ逸らして、そして日本は軍隊を持つて戦争をするつもりか、という議論にすり替えるわけです。こういう詭弁を弄しておりますから、私どもはきち

んと危機を訴え、そして何が問題か、説明していきます。正攻法でいくしか憲法改正はない。またこれだったら必ず国民は動くであろうと。少なくとも理性的にきちんと訴えれば、国民は動くと思つています。幕末と同じように危機があり、それに対処するためにはどうしたらいいかということ、それを我々はそれなりに方策を考えているわけです。たえず歴史を顧みて、歴史を鏡として、自分たちの行動をどうすべきか、考えるしかないのではないかと思つているところです。

**質問者D** 安倍政権は現行憲法で尖閣危機に対処できるように集団的自衛権の行使容認の閣議決定をしたうえで、自衛隊法などを改正をしてクリアしようとしています。これができれば憲法改正は必要ないとならないでしょうか。それと、先生方がおっしゃる国柄、国体の議論になった瞬間に欧米からリビジオニズム批判という的外れた批判が出てくるのではないかと恐れるのですが。

**渡辺** まさにそこがポイントなんでしょうね。

### 日本には領海を守る法律がない

**百地** 法律改正と憲法の問題は、たしかに危ういところもあるかもしれませんが、現実には憲法を一気に変えることはできない。とりあえず法律を改正すると同時に憲法改正の動きを進めるしかないと考えています。しかも法律を

改正しても完璧にはなりません。ポジティブリストなので、想定外のことが起こると隙間ができるのです。分かりやすい例を言うと、領海を守るための法律は今もないのです。領空侵犯はスクランブルをかけられますが、その場合にも武器使用で制限があり、軍隊ではないから相手が発砲するまで発砲もできません。これは憲法に関わりません。領海を守る場合も軍隊ならばルール・オブ・エンゲージメント（交戦規則）がありますから、それに基づいて対処できます。もし領海を侵犯する外国船や潜水艦がいた場合には、領海から退去するように命じ警告を發します。それに従わなかったら警告射撃ができ、なお従わなかったら撃沈できます。そういう段階を踏んで対処できるのです。だから冷戦時代のスウェーデンもそれにのっとりソ連の潜水艦に毅然として対処しましたが、ソ連はそれに文句を言えなかったのです。

そういう意味で、あらゆる事態を全部法律に書き込むのは不可能だし、現場の自衛官の話を聞くと、何かがあると、とにかく法律集を持ってきて調べるらしいのです。こんなことでは対処できるはずがありません。ネガティブリストだったら、これとこれをしてはいけないと分かっていますから、あとは段階を追ってやればいいだけです。だから現場の方々が今の現実を考えた時に「法律だけ改正すればいい」ということにはならないと思います。現場は上に「と

ても対応できません」「現場は対応できないからネガティブリストにしてほしい」と、どんな意見、要望を出せばいいのです。私はそれしかないと思っています。

質問者D 素人はそういう話を知らない人が多い。

百地 そうです。集団的自衛権についても、最近織田邦男さんという元空将の方がいろいろ面白いことを書かれています。1990年でしたか。実際にアメリカからそういう要請があつたそうです。北朝鮮がテポドンを發射するといったときにアメリカのイージス艦が日本海に向かうわけです。ところがイージス艦はレーダーを發射方向に向けると、そちらに全部照準が行つて上空が手薄になるらしいのです。そこで航空自衛隊に上空を警戒してほしいと要請が来たのですが、そのとき自衛隊は何をしたか。対処できる法律はないか一所懸命に法律集を探したのですが、見つからない。アメリカは「だったらいい」ということで、米軍三沢基地から米軍機を飛ばしたという話があります。現実の脅威には自衛隊が警察組織のままでは対応できないのです。私はこのような例を話せば、憲法改正の話に必ずつながると思います。

### 大本の議論がちゃんとなされてない

質問者E アメリカの影の大きさを感じます。憲法をつくったのもアメリカです。どことなく居心地が悪いと多く

の日本人が感じてはいるけれども、一方で70年間そういう中で生きてきてしまったという要素もありますね。おそらく多くの日本人にとって70年間のそれを否定することは、ある意味では自分を否定するところに跳ね返ってくるわけです。しかし一方で厳然たる事實は、これは敗戦の中でアメリカがつくった憲法であるということです。70年は確かに長いですが、日本の長い歴史から見れば非常に短いとも言えるわけで、そういうことをいろいろ考えるなかで、やっぱり行き着くところは憲法ということになるのだろうと思うのです。

いま憲法の話で、自衛隊ができることやできないこと、あるいはこれでは無理という話は、法律的には全くそのとおりだと思いますが、私自身は個人的には、憲法改正論議を9条の問題に絞り過ぎていると感じています。実はもつと大事というか厄介なこと、難しいことは、渡辺先生がおっしゃったごとく、その大本おおもととなることですよね。ある意味で、自衛隊に何ができて何ができないかの問題は、日本人の得意技の解釈改憲でどこまでもやってきたわけです。いよいよ中国の台頭とかそういうことで事態は難しくなっているけれども、国の危機とあらば、法律改正しても何としてでもやるということはあると思うのです。しかし「国体」であるとか、そもそも渡辺先生が書かれた、私もなるほどそうだと思うって拝見したのですけれども「個体至上主義」

というものをつくった大本には日本国憲法があると思うのです。そこを何とか変えること、それこそが憲法改正の根幹になるものだろうと思うのです。9条だけに絞っているという論議にはいかなくなるのではないかという気がしています。

### 第三の国家意識覚醒の時代に入った

渡辺 きょう 私が申し上げたことを学生と語り合ってみても、9条の問題を議論するときのような賛否両論という形にはなりませんね。「そうなんだろうな」という感覚をもつて受け取められます。たとえば去年の伊勢神宮の式年遷宮の話をする、「ああ、そういうことだったんですか」という感覚を呼び覚まして、むしろ誇りに思う顔つきが浮かんできます。「あれは持統天皇の治政下の西暦690年に始まって、20年ごとに全く同じ技術で同じ素材をつかって、現代まで営々と続けられてきた。こんな文化や技術や精神の継承のされ方が隣の中国にあるだろうか、韓国にあるだろうか、あるいはアメリカやヨーロッパにあるだろうか。これは日本にしかないんじゃないか。現代の天皇は125代なんですよ、万世一系です。ひよつとすると125代連綿と続いてきたというのはフィクションで、ときには断絶もあったかもしれないけれども、少なくとも日本人の意識のなかでは125代、万世一系で続いてきたと

いう歴史的記憶が強く残っている。そんな天皇が他の国の王室や皇室にあるだろうか。日本人だけのものじゃないかと、そういう話を重ねて行って、さっき言った同質性とか自成性とか連続性といった言葉と結びつけているんな例を話していくと、「やっぱりそうだな」と言って論争的な雰囲気にはならない。むしろそういう自覚がなかったということに対する自省のほうが強みたいですね。だからEさんがおっしゃるように、論点を「大本」に返すということは面倒臭いことかもしれないけれども、国民の共感を呼ぶ可能性はその方にあると思うのです。多くの日本人はアメリカに守られながら随分すれっからしの人生を送ってきました。少なくとも戦後70年間はすれっからしの人生を送ってきたという種の嫌悪感といえますか、とくに僕の世代の人間にはそういう感覚があるんです。そういう意識を発掘していくほうが、ひょっとしたら改憲への早道かもしれないですね。Eさんの感覚は、僕も共有しているような気がします。

長い日本の歴史の中で、国家意識というのはずっとむかしからあったわけではなくて、むしろ日本は国家意識の希薄な国だったわけです。逆に言うと、国家意識を覚醒させずとも生きてこれた幸せな国であったという解釈をすることもできます。亡くなられた坂本多加雄さんの論文の中にこういうのがあります。「日本人が日本という国を国家と

して自覚した時期は過去に二つしかない」と。ひとつは唐・新羅連合軍が日本に攻めてきて、日本も本土決戦を覚悟し、そのときに日本の国家意識が生まれたというのです。しかしそれが無事に済んで、以後はずっと国家意識というものは薄かった。もう一つ、黒船の欧米列強がやってきて、下手をすると日本も植民地支配の悲劇を味わうことになるかもしれないというところで、一挙に王政復古の天皇を中心とした集権的国家が生まれたわけです。ここで明治国家という国家意識が生まれました。それからずうっと時間がたって、その最終的な帰結が第二次大戦の敗北です。以降、むしろ国家意識を持つことは悪であるかのように思わされて時間が流れました。アメリカの庇護の下でぬくぬくと生きていけるということ、いつのまにか国家意識がスーッと薄れてしまい、冷戦構造崩壊でなお一層その意識の希薄化が進んでしまった。

ここからは私の予測ですけれども、第三の国家意識の覚醒の時期が現代なのかなという感じを持っているわけです。申すまでもなく中国の膨張であり、アメリカの相対的力量の低下という国際政治変動のゆえです。国体というものの無意識の意識化といえますか、潜在意識の顕在化のために、そういう大本の議論をわれわれはここでやらないと間に合わない。歳も歳ですからそう思うのかもしれませんが、何か焦りのような感覚が私にはありま

す。その議論はいわゆる保守と革新の間で本格的に論争されたことはほとんどありませんね。歴史学会の中では細かな問題をめぐって小さな論争になったことはあったようですが、大本の議論が9条問題のように国民的議論の対象になったことは、私の知る限りはまったくない。そのこと自身、ずいぶんの墮落だと私は思います。国家意識覚醒の第三の時代に入った、入らねばならない。そういう感覚を私は持っております。

**百地** 私もその通りだと思っています。憲法改正は条文を改正することだけではありません。国民の意識を変え、国家意識を養い、日本人としての自覚を高める、その結果としての集大成としての条文改正だと思うのです。ただ条文をいじったりする議論だけではだめです。迂遠なようでも、渡辺先生やEさんが言うように、国民の国家意識を覚醒することが大事だと。それはおっしゃる通りです。じつは安倍内閣は第一次安倍内閣のときに教育基本法を改正したのです。戦後体制を私どもは「憲法・教育基本法体制」と位置付けてきたのですけれども、この教育基本法の改正はまさに戦後体制を変革していくための第一歩でした。戦後教育を変え、国民の意識を変えるためにまず教育基本法を改正したわけで、次はいよいよ憲法改正ではないかと思っております。

（東京都中央区京橋の櫻山奨学財団会議室で2014年

9月29日に行われた第6回「渡辺利夫先生を囲む会」の基調報告と質疑応答を同財団のテーパー起こしに基づき編集しました。クローズの会合なので出席者の発言は出席者Aなどの形で表記しました。写真は櫻山奨学財団提供。文責は「アジア時報」編集部にあります）